

図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

(社団法人 日本国書館協会総会議決 1979年5月30日)

うるま市立図書館報
第5号

2009年10月

発行 うるま市立中央図書館
〒904-2221
うるま市字平良川128番地
☎ (098) 974-1112
FAX (098) 974-3505

印刷 (有)巴印刷
☎ (098) 964-2437

